

参加者公募に係る参加意思表明書の提出を求める公示

令和8年1月30日

国土交通省国土技術政策総合研究所長 佐藤 寿延

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 立原庁舎における弁当等の予約なし販売
- (2) 業務内容 国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）立原庁舎内において、国土交通省庁舎の管理に関する訓令に基づく物品販売等許可書の交付を受けて、弁当等の予約なし販売（ワゴン販売）を行う。
- (3) 業務場所 茨城県つくば市立原1番地 国総研立原庁舎内
- (4) 販売期間 許可された日から令和9年3月31日までとする。
(原則として、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

2. 参加要件

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて、公募に参加しようとする者でないこと。

3. 参加意思表明書

提出書類は、参加者公募に関する説明書のとおり

4. 手続等

(1) 担当部署

〒305-0802 茨城県つくば市旭 1 番地

国総研（旭庁舎） 研究本館 3F 総務部人事厚生課 厚生管理係 倉持 映子

TEL 029-864-2381 (ダイヤルイン)

FAX 029-864-7865

電子メール : nii-fukurikousei@ki.mlit.go.jp

(2) 説明書の配布期間、配布場所

配布期間：令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 12 日（木）までの土曜日、日曜日
及び祝日を除く毎日 9 時から 17 時まで

配布場所：上記（1）と同じ。説明書の配布を希望する場合は、予め（1）の担当者まで
事前連絡を行うこと。※配布を受けた説明書を第三者に渡してはならない。
なお、メールによる配布も可とする。

希望する場合は、必要事項を記載したメールを以下の宛先に送付すること。
※送付を受けた説明書を第三者に渡してはならない。

宛先：上記（1）のメールアドレス

記載事項：件名：立原庁舎における弁当等の予約なし販売

商号又は名称：

住所：

担当者名：

電話番号：

(3) 参加意思表明書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和 8 年 2 月 12 日（木） 17 時

提出先：上記（1）と同じ。

提出方法：事前に連絡のうえ、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。
なお、郵便による場合は提出期限必着とする。また、必要に応じてヒアリングを
実施する。）

(4) 審査結果通知

- i) 参加要件を満たす者に対しては、その旨を記載した「審査結果通知書」を送付する。
- ii) 参加要件を満たさない者に対しては、その理由を記載した「審査結果通知書」を送付する。

5. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）施設使用料は、無償とする。

（3）関係情報を入手するための照会窓口　上記 4. (1) に同じ。

（4）参加意思表明書に虚偽の記載を行った場合、当該書類は無効とする。

（5）その他の詳細は、参加者公募に関する説明書による。